

別表1

水質基準項目（令和8年度実施水質検査実施回数）

しらさぎ配水区

番号	水質基準項目	基準値	検査頻度（回／年）		備考欄
			浄水	原水	
基1	一般細菌	100 個/ml以下	12	1	浄水省略不可
基2	大腸菌	不検出	12	1	浄水省略不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1	
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	12	1	浄水省略不可（町指定）
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	1	浄水省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	12	1	浄水省略不可（町指定）
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	12	※1
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	12	※1
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1	
基21	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタネン酸（PFOA）	量の和として 0.00005mg/L以下	4	1	
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	-	消毒副生成物のため浄水省略不可
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	-	
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	-	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基26	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	-	
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基30	ブromokロロメタン	0.03 mg/L以下	4	-	
基31	ブromokホルム	0.09 mg/L以下	4	-	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	-	
基33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	1	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1	
基36	銅及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1	
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1 (4)	※2
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下	1	1	
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	1	1	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	
基43	ジエオスミン	0.00001 mg/L以下	1	1	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	1	
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	
基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基48	pH値	5.8～8.6	12	1	浄水省略不可
基49	味	異常でないこと	12	-	浄水省略不可
基50	臭気	異常でないこと	12	1	浄水省略不可
基51	色度	5度以下	12	1	浄水省略不可
基52	濁度	2度以下	12	1	浄水省略不可
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	-	12	※1

※1 トリクロロエチレン類3項目については、しらさぎ配水場内の原水（混合水・処理水）、しらさぎ1号井、2号井、6号井の各原水を毎月1回検査。

※2 マンガン及びその化合物については、しらさぎ配水場内の原水（混合水）を年1回、しらさぎ11号井の原水を3ヶ月に1回検査。

別表1

水質基準項目（令和8年度実施水質検査実施回数）

蓼沼配水区

番号	水質基準項目	基準値	検査頻度（回／年）		備考欄
			浄水	原水	
基1	一般細菌	100 個/ml以下	12	1	浄水省略不可
基2	大腸菌	不検出	12	1	浄水省略不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1	
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	12	1	浄水省略不可(町指定)
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	1	浄水省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	12	1	浄水省略不可(町指定)
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタネ酸(PFOA)	量の和として 0.00005mg/L以下	4	1	
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1	
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	-	消毒副生成物のため浄水省略不可
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	-	
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	-	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	-	
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	-	
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	-	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	-	
基33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	1	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1	
基36	銅及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1	
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1	
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1	1	
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	1	1	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	
基43	ジエオスミン	0.00001 mg/L以下	1	1	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	1	
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基48	pH値	5.8~8.6	12	1	浄水省略不可
基49	味	異常でないこと	12	-	浄水省略不可
基50	臭気	異常でないこと	12	1	浄水省略不可
基51	色度	5度以下	12	1	浄水省略不可
基52	濁度	2度以下	12	1	浄水省略不可

別表1

水質基準項目（令和8年度実施水質検査実施回数）

多功配水区

番号	水質基準項目	基準値	検査頻度（回／年）		備考欄
			浄水	原水	
基1	一般細菌	100 個/ml以下	12	1	浄水省略不可
基2	大腸菌	不検出	12	1	浄水省略不可
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1	1	
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	
基8	六価クロム及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	1	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	12	1	浄水省略不可(町指定)
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	1	浄水省略不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	12	1	浄水省略不可(町指定)
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1	1	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1	1	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1	1	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	量の和として 0.00005mg/L以下	4	1	
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1	1	
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	-	消毒副生成物のため浄水省略不可
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	-	
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	-	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	-	
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	-	
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	-	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	-	
基33	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1	1	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1	1	
基36	銅及びその化合物	1 mg/L以下	1	1	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1	1	
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1	1	
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1	1	
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	1	1	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1	1	
基43	ジエオスミン	0.00001 mg/L以下	1	1	
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1	1	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	1	
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	1	1	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	1	浄水省略不可
基48	pH値	5.8~8.6	12	1	浄水省略不可
基49	味	異常でないこと	12	-	浄水省略不可
基50	臭気	異常でないこと	12	1	浄水省略不可
基51	色度	5度以下	12	1	浄水省略不可
基52	濁度	2度以下	12	1	浄水省略不可